

# 税額シミュレーションシステムの入力方法 (ふるさと納税額の目安を試算される方)

ここでは、給与所得者の川崎市太郎さんが次の源泉徴収票を基に「ふるさと納税額の目安」を試算する場合の入力方法を説明します。

## 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	川崎市川崎区宮本町1番地										(受給者番号)	000000001				
												(役職名)					
		氏名					(フリガナ)					カワサキシ タロウ					
										川崎市 太郎							
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額					
給料・賞与		7000000		5200000				1380000				227600					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有 従有		老人		特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他					
人 従人		人 従人		人 従人		人 従人		人 従人		人 従人		人 従人					
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額					
800000				50000				50000				113500					
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
10000		10000		10000		10000		10000		10000							
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(1回目)		30		5		23		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住(特)			
400000		400000		居住開始年月日(2回目)										4000000			
(源泉・特別)控除対象配偶者		氏名		個人番号		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		基礎控除の額		480000		所得金額調整控除額			
(フリガナ)		氏名		個人番号		16歳未満の扶養親族		氏名		個人番号		氏名		個人番号			
1		氏名		個人番号		2		氏名		個人番号		氏名		個人番号			
2		氏名		個人番号		3		氏名		個人番号		氏名		個人番号			
3		氏名		個人番号		4		氏名		個人番号		氏名		個人番号			
4		氏名		個人番号		中途就・退職		受給者生年月日		就職		退職		年 月 日			
未 成 年 者		外 国 人		災 害 者		乙 種		本人が障害者		寡 婦		ひとり親		勤 労 学 生			
支 払 者		住所(居所)又は所在地										川崎市川崎区砂子1丁目8番地9					
		氏名又は名称										株式会社 川崎市					
												(電話) 044-200-2111					

（受給者交付用）

## ■ [STEP 1]

生年月日を入力し、入力画面に進む

生年月日、入力画面

源泉徴収票

寄附金額

試算結果

生年月日を入力し、メニュー画面の「給与収入のみの方」ボタンから入力画面に進んでください。



### あなたの個人住民税（市民税・県民税）がいくらになるか試算できます

#### 主なご利用方法

給与所得の源泉徴収票などを見ながら各種所得金額等を入力していただくと、個人住民税（市民税・県民税）の税額が試算できます。また、入力した内容を基に市民税・県民税申告書を作成できますので、自宅のプリンターから印刷し、川崎市に提出することができます。

#### 利用例

- 前年度の課税内容で新年度の試算を行うことにより、税制改正により税額にどのような影響があるかを確認できます。
- 確定申告書や給与所得の源泉徴収票など、お手持ちの資料の内容で試算を行うことにより、納税通知書に記載されている税額の妥当性を確認できます。
- 所得金額や所得控除等に加えて、ふるさと納税（地方公共団体に対する寄附金）の金額を入力することで、「自己負担額の2,000円を除いた全額が住民税及び所得税から控除されるふるさと納税額の目安」を確認できます。

PDFファイル閲覧ソフトがAdobe Acrobat Reader DCでない場合、申告書の印字内容がずれる、ドロップダウンのボタンが印刷される等の事象が発生することがあります。事象が発生した場合は作成したPDFファイルを一度保存して、ファイルをAdobe Acrobat Reader DCで開き直してください。また、以前のAdobe Acrobat Readerをお使いの場合は**最新バージョン**をダウンロード・インストールしてください。

#### メニュー

計算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンから入力ページへ進んでください。

試算したい年度

令和6年度（令和5年中収入）

申告される方の生年月日 **必須**

昭和

60

年

6

月

6

日

給与収入のみの方  
(源泉徴収票の内容のみ)

給与所得の源泉徴収票に記載されているもの以外に控除がない方は、こちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。

年金収入のみの方  
(源泉徴収票の内容のみ)

公的年金の源泉徴収票に記載されているもの以外に控除がない方は、こちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。

収入・控除がなかった方

収入・控除がなかった方は、こちらで申告書を作成できます。

上記以外の方

ふるさと納税額の目安を知りたい方、複数の収入がある方など、上記以外の方はこちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。  
※ふるさと納税額の目安を確認したい方は、入力画面の「寄附金に関する事項」に必ず任意の金額を入力してください。

[STEP 2]

源泉徴収票の内容を入力する

生年月日・入力画面

源泉徴収票

寄附金額

試算結果

源泉徴収票の内容を入力する。

メニュー / 令和6年度 給与所得の源泉徴収票入力

給与所得の源泉徴収票入力

あなたの源泉徴収票の情報等を入力して、「税額試算」ボタンまたは「申告書作成」ボタンを押してください。 >> ヘルプ

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
	7,000,000					227,600				
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	配偶者 (特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有		特定	老人	その他	内	人	人	人	人	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
800,000		50,000		113,500						
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額					
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000					
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用額	居住開始年月日 (1回目)	居住開始年月日 (2回目)	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)					
	400,000	H30	5	2	住(特)					
(源泉・特別) 控除対象配偶者	氏名	個人番号	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	基礎控除の額	旧長期損害保険料の金額	所得金額調整控除額			
1	氏名	個人番号	16歳未満の扶養親族	氏名	個人番号	(備考)				
2	氏名	個人番号		氏名	個人番号					
3	氏名	個人番号		氏名	個人番号					
4	氏名	個人番号		氏名	個人番号					
未成年者	外国人	死亡退職		災害者	本人が障害者	妻	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	
					特別	その他			就職	退職
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地		氏名又は名称	(右詰で記載してください。)					
					(電話)					

子育て・介護世帯向け所得金額調整控除

給与収入金額(支払金額)が850万円を超え、次のいずれかの要件に該当する場合(給与所得の源泉徴収票の所得金額調整控除額欄に記載がある場合)、「適用」にチェックをつけてください。

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族がいる
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

適用

### ■ [STEP 3]

任意の寄附金支払額を入力する

生年月日・入力画面

源泉徴収票

寄附金額

試算結果

「寄附金税額控除に関する事項」欄の「寄附金入力」を選択し、「寄附金に関する事項の詳細入力」画面で該当する寄付金額を入力します。（下図では「都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税）」欄に「10,000」と入力しています。）また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は、「適用」欄にチェックを入れます。入力が終わったら、「入力確定」ボタンを押します。

※ 寄附金支払額が未入力の状態では税額試算結果でふるさと納税額の目安が表示されませんので御注意ください。

#### 寄附金税額控除に関する事項

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象）） 0円

※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。

住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部）、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外） 0円

条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）

都道府県 0円

市町村または特別区 0円

ふるさと納税ワンストップ特例制度

未適用

寄附金入力

#### 寄附金に関する事項の詳細入力

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象））

※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。

10,000 円

住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部）、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外）

円

条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）

都道府県

円

市町村または特別区

円

ふるさと納税ワンストップ特例制度

詳細

適用

キャンセル

入力確定

入力内容をクリア

## [STEP 5]

ふるさと納税額の目安を確認する

生年月日・入力画面

源泉徴収票

寄附金額

試算結果

「税額試算」ボタンを押すと、「税額試算結果」画面が開きます。この画面を下にスクロールしていくと、「寄附金税額控除」という項目があります。この欄の次に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安（この試算で算出された額）」（1,000円未満切捨て）が表示されます。

### 寄附金税額控除に関する事項

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（ふるさと納税（特例控除対象）） 10,000円

※1円以上の寄附金支払額を入力した場合、税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。

住所地の共同募金会、日本赤十字社（住所地の支部）、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額（特例控除対象外） 0円

条例指定の寄附金支払額（住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの）

都道府県 0円

市町村または特別区 0円

ふるさと納税ワンストップ特例制度

適用

寄附金入力

源泉徴収票2枚目以降・所得控除を入力する場合はこちら

税額試算

申告書作成

### 税額試算結果

#### 算出税額

税額	市民税	所得割額	303,100円
		均等割額	3,000円
	県民税	所得割額	76,700円
		均等割額	1,300円
	森林環境税（国税）		1,000円
	年税額		385,100円
	充当・委託納付後年税額		385,100円

所得割額の計算税率切替：

新税率（市民税：8%/県民税：2.025%）

旧税率（市民税：6%/県民税：4.025%）

※算出した税額に令和6年度定額減税の内容は反映されておりません。なお、定額減税はいわゆるふるさと納税の限度額には影響しません。

下へスクロール

## ふるさと納税目安額

自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安  
(この試算で算出された額)

113,000円

※シミュレーション結果はあくまでも参考値としてご利用ください。実際の計算結果と異なる場合がありますのでご注意ください。

※実際の控除額・控除限度額はふるさと納税を行った年の収入・所得・控除によって算出されます。

※特例控除額の限度額は、調整控除適用後の所得割額の20%となります。

※寄附金控除により所得税率の変動する場合、「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」の額は、実際の金額と異なる場合があります。

※分離課税、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除、住民税の非課税制度等により、限度額まで適用されない場合があります。

※分離課税の有無にかかわらず、申告特例控除額は総合課税分を基にした控除割合で算出されます。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度で「適用」を選択した場合、申告特例控除額を試算していますが、条件によって制度の適用対象外になる場合があります。詳細は以下のリンクからヘルプをご確認ください。

[ふるさと納税ワンストップ特例制度](#)

### ＜住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）がある方の留意点＞

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）は、ふるさと納税額の目安の計算には使わないため、入力しなくてもふるさと納税額の目安の結果は変わりません。

ただし、住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）によって源泉徴収票が0円になっている方などは、所得税の還付がないこと等により自己負担の2,000円を除いた全額が控除されない場合がありますので御注意ください。